

特別賞規程の新旧対照表

平成 31 年 1 月 26 日変更

新	旧
<p>(名称) 第 1 条 <u>西望賞以外の特別賞の名称は、別に定める。</u></p> <p>(主旨) 第 2 条 西望賞は、本会故北村西望名誉会長より寄贈された基金により授与するもので、定款第 2 章第 4 条の目的達成の一環とするものである。 2 <u>特別賞は、本会、自治体、各種団体等から授与されるものであり、定款第 2 章第 4 条の目的達成の一環とするものである。</u></p> <p>(授賞) 第 3 条 西望賞は、前条の主旨にそい、毎年行なわれる本会の日彫展において、この賞に最もふさわしいと認められた優れた作品 1 点に授与するものとする。尚該当作品なき場合は、当該年度は授与しない。 2 <u>特別賞は、前条の主旨にそい、毎年行なわれる本会の日彫展において、この賞に最もふさわしいと認められた優れた作品に授与するものとする。尚該当作品なき場合は、当該年度は授与しない。</u></p> <p>(対象) 第 4 条 西望賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を対象とする。ただし本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・東京都知事賞・会員賞受賞者及び西望賞受賞者の作品は、その対象としない。 2 <u>特別賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を原則対象とし、賞の性格により対象範囲を定めることとする。ただし、本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・東京都知事賞・会員賞受賞者及び西望賞受賞者、その他の特別賞受賞者の作品は、その対象としない。</u></p> <p>(審査) 第 5 条 <u>特別賞の審査は、審査員長をこの法人の理事長とし、審査員にはこの法人の理事をこれに充て、決定するものとする。ただし、審査員には理事会の承諾を得て、会員以外を委嘱することもできる。</u> 2 <u>特別賞の審査員の決議は、出席の審査員によって決定し、委任状はこれを認めない。</u></p> <p>(賞金) 第 6 条 <u>特別賞の賞金額は、別に定める。</u></p>	<p>(名称) 第 1 条 この特別賞の名称は、西望賞という。</p> <p>(主旨) 第 2 条 西望賞は、本会故北村西望名誉会長より寄贈された基金により授与するもので、定款第 2 章第 4 条の目的達成の一環とするものである。</p> <p>(授賞) 第 3 条 西望賞は、前条の主旨にそい、毎年行なわれる本会の日彫展において、この賞に最もふさわしいと認められた優れた作品 1 点に授与するものとする。尚該当作品なき場合は、当該年度は授与しない。</p> <p>(対象) 第 4 条 西望賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を対象とする。ただし本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・東京都知事賞・会員賞受賞者及び西望賞受賞者の作品は、その対象としない。</p> <p>(審査) 第 5 条 西望賞の審査は、審査員長をこの法人の理事長とし、審査員にはこの法人の理事をこれに充て、決定するものとする。ただし、審査員には理事会の承諾を得て、会員以外を委嘱することもできる。 2 審査員の決議は、出席の審査員によって決定し、委任状はこれを認めない。</p> <p>(賞金) 第 6 条 賞金額は、200,000 円とする。</p>